健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）　概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第１】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第２】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第３】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

１．国及び地方公共団体の責務等

(1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

(2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2．多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。

(2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 （敷地内禁煙（※1）））		
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 （喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）	当分の間の措置 【加熱式たばこ（※2）】 原則屋内禁煙 （喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可）	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 （個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下（※3）） かつ　客席面積100㎡以下の飲食店） 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1　屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
※2　たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこととして厚生労働大臣が指定するもの。
※3　一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3．施設等の管理権原者等の責務等

(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。

(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4．その他

(1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。

(2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。

(3) 法律の施行後５年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年４月１日（ただし、１及び２(5)については2019年１月24日、２．Ａ二重線部の施設に関する規定については2019年７月１日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

第一種施設

- 学校、児童福祉施設
- 病院 、診療所
- 行政機関の庁舎　等

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年7月1日施行

上記以外の施設＊

第二種施設

- 事務所
- 工場
- ホテル、旅館
- 飲食店
- 旅客運送用事業船舶、鉄道
- 国会、裁判所

等

＊個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の小さな飲食店

- 個人又は中小企業が経営
- 客席面積100㎡以下

○ 原則屋内禁煙 （喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

屋内禁煙

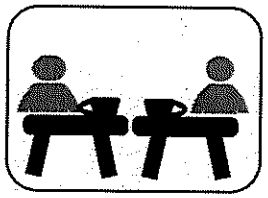

or

喫煙専用室設置（※）

加熱式たばこ専用の喫煙室設置（※）

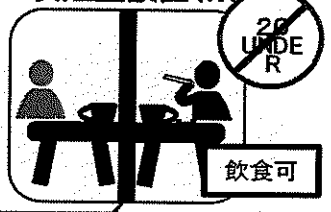

室外への煙の流出防止措置

経営判断等

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能（※）

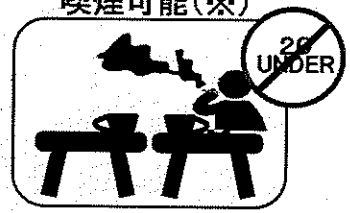

※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年4月1日施行

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店
- 公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能（※）

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

（例）できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年1月24日施行